

さいたま市入札監視・苦情検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市附属機関の設置等に関する条例（平成26年さいたま市条例第2号）第6条の規定に基づき、さいたま市入札監視・苦情検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の解任)

第2条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されることがない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、次条の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第5条 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族の利害に関係のある議案について

審議する場合は、その議事に加わることができない。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得たときは、公開しないことができる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財政局において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。